

## 「監査役会規則（ひな型）」の改正について

平成 21 年 7 月 9 日  
社団法人 日本監査役協会

「監査役会規則（ひな型）」（平成 18 年 6 月 6 日改正）を次のとおり改正する。

（注 1）今般の改正は、平成 21 年 4 月 1 日付の法務省令の改正に伴うものであるが、ひな型本体への影響はなく、注記において引用している条文番号を修正するものである。

（注 2）修正箇所については、太下線を付し、太字で表示している。

新	旧
<p data-bbox="443 722 734 754">監査役会規則（ひな型）</p> <p data-bbox="759 820 1086 1090">社団法人 日本監査役協会 平成 5 年 9 月 29 日 制定 平成 14 年 6 月 13 日 改正 平成 16 年 5 月 25 日 改正 平成 18 年 6 月 6 日 改正 <b>平成 21 年 7 月 9 日 最終改正</b></p> <p data-bbox="109 1158 376 1185">第 1 条～第 28 条（省略）</p> <p data-bbox="125 1256 194 1283">（附則）</p> <p data-bbox="159 1305 622 1332">本規則は、平成〇年〇月〇日より実施する。</p>	<p data-bbox="1447 722 1738 754">監査役会規則（ひな型）</p> <p data-bbox="1762 820 2089 1042">社団法人 日本監査役協会 平成 5 年 9 月 29 日 制定 平成 14 年 6 月 13 日 改正 平成 16 年 5 月 25 日 改正 平成 18 年 6 月 6 日 改正</p> <p data-bbox="1113 1158 1379 1185">第 1 条～第 28 条（省略）</p> <p data-bbox="1128 1256 1198 1283">（附則）</p> <p data-bbox="1162 1305 1626 1332">本規則は、平成〇年〇月〇日より実施する。</p>

<p>(注1) 監査役会の議長の設置及び特定監査役として特定の者を定めることは、各社の任意である。また、特別取締役による取締役会の制度（会社法 373 条）を採用する会社においては、監査役の互選により、当該取締役会に出席する監査役を定める（会社法 383 条 1 項）。</p> <p>(注2) 法令上、監査役会の議長の選定手続については規定がないが、本ひな型では、監査役会の決議によって選定することとしている。</p> <p>(注3) 法令上、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類に係る監査役会監査報告の通知等の職務を行う者として、特定の監査役を定めた場合には、当該監査役が特定監査役となるが、特定の者を定めない場合には、すべての監査役が特定監査役となる（会社法施行規則 132 条 5 項 2 号、<u>会社計算規則 130 条 5 項 2 号</u>）。本条は、特定監査役として特定の者を定める場合の規定であるので、特定の者を定めるとしない場合には、本条を置くことを要しない。なお、法令上、特定監査役として特定の者を選定するための手続については規定がないが、本ひな型では、監査役会の決議によって選定することとしている。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(注 10) 法令上、監査役会が監査報告を作成する場合には、監査役会は、1 回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容を審議しなければならない（会社法施行規則 130 条 3 項、<u>会社計算規則 128 条 3 項</u>）。</p> <p style="text-align: center;">(以降略)</p>	<p>(注 1) 監査役会の議長の設置及び特定監査役として特定の者を定めることは、各社の任意である。また、特別取締役による取締役会の制度（会社法 373 条）を採用する会社においては、監査役の互選により、当該取締役会に出席する監査役を定める（会社法 383 条 1 項）。</p> <p>(注 2) 法令上、監査役会の議長の選定手続については規定がないが、本ひな型では、監査役会の決議によって選定することとしている。</p> <p>(注 3) 法令上、事業報告及びその附属明細書並びに計算関係書類に係る監査役会監査報告の通知等の職務を行う者として、特定の監査役を定めた場合には、当該監査役が特定監査役となるが、特定の者を定めない場合には、すべての監査役が特定監査役となる（会社法施行規則 132 条 5 項 2 号、<u>会社計算規則 158 条 5 項 2 号</u>）。本条は、特定監査役として特定の者を定める場合の規定であるので、特定の者を定めるとしない場合には、本条を置くことを要しない。なお、法令上、特定監査役として特定の者を選定するための手続については規定がないが、本ひな型では、監査役会の決議によって選定することとしている。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(注 10) 法令上、監査役会が監査報告を作成する場合には、監査役会は、1 回以上、会議を開催する方法又は情報の送受信により同時に意見の交換をすることができる方法により、監査役会監査報告の内容を審議しなければならない（会社法施行規則 130 条 3 項、<u>会社計算規則 156 条 3 項</u>）。</p> <p style="text-align: center;">(以降略)</p>
---	--

以 上